

山梨県公報

号外第七十七号
平成十八年
十二月二十五日
月 曜 日

目 次

監査委員

監査の結果に基づく措置状況……………

監査委員

山梨県監査委員告示第十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十八年十二月二十五日

山梨県副知事	藤 良 三
同	早 川 正 秋
同	高 尾 堅 一
同	小 林 永 子

1 監査対象事項
福祉保健部に係る補助金の執行及び当該補助金の交付を受けた団体における補助事業の執行について

2 監査の結果に関する報告の公表
平成 18 年 4 月 17 日付け山梨県公報号外第 29 号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
1 福祉保健総務課 (1) 山梨県社会福祉協議会運営費補助金	

① 担当する職務に応じた給与体系にすべきもの
地域福祉推進員(県職員OB)の給与が県の前職によって決定されているが、担当する職務に応じた給与体系を作成するよう指導すべきである。

(2) 県社会福祉事業団事務局運営費補助金

① 補助団体の経営状況を勘案した補助制度とすべきもの
平成 14 年度と平成 16 年度は補助金額以上に純資産が増加している。運営費を補助対象とする場合は、対象団体の経営状況をみて補助金額や終期設定を行うような仕組みの構築が必要である。

(3) 民間社会福祉施設等整備資金利子補給金

① 補助金の支給額を見直すべきもの
現在、すべての社会福祉施設を対象に一律利子補給を行っているが、補助件数、金額とも着実に増加していることから、補助総額の増加を抑制する必要がある。

山梨県社会福祉協議会を指導した結果、平成 18 年度から、新たに雇用する地域福祉推進員について、担当する職務に応じた給与体系に改められた。

平成 16 年度をもって本補助金を廃止した。

民間社会福祉施設等を取り巻く状況などを踏まえ、補助総額の増加を抑制する方向で検討する。

2 長寿社会課
(1) シルバーハウジング・あんしん生活支援事業費補助金
① 補助金を廃止すべきもの
当初、生活援助員はシルバーハウジング内の専用住宅に入居し勤務することとされていたが、平成 12 年度の制度改正により、通いで勤務も可能となったことから、住み込みのための家賃補助の必要性はなくなっているため、補助金を廃止すべきである。

平成 17 年度をもって本補助金を廃止した。

<p>3 国保援護課 (1) 老人医療費支給事業費補助金 ① 存廃を含めた制度の見直しを行うべきもの 団塊の世代が退職を迎える時期を目前にして、国の制度を超えるサービス提供のあり方を基本に戻って見直す時期に来ているものと考ええる。県単独制度のあり方について早急に検討に着手すべきである。</p> <p>(2) 県単老人医療費支給事務費補助金 ① 基準額の算定方式を見直すべきもの 受給者数をベースとする需用費の算定方式を採用しているが、シレゾト枚数をベースとする算定方式として、より事務の実態に合った補助額の算定とするよう検討すべきである。</p> <p>② 制度の見直しを行うべきもの シレゾトの審査事務に要する費用は保険者である市町村が負担すべきものであって、この補助金額算定のために審査支払い手数料を単価として準用することは結果として市町村の国保会計への支援の意味が入っているため、県単老人医療制度について、事業全体の見直しに着手すべきである。</p> <p>(3) 国保老人医療費対策事業費補助金 ① 制度の見直しを行うべきもの 本補助金は、県単独老人医療費助成制度により、医療費の自己負担分を軽減していくと医療費総額は増加するという考え方に基つき、市町村の国民健康保険の負担増等に対し助</p>	<p>国が平成 20 年度から 75 歳以上を対象とした新たな高齢者医療保険制度を創設する主旨を踏まえ、存廃を含めた制度のあり方を検討する。</p> <p>市町村における需用費の主な内訳は、受給者証の作成・印刷代及び台帳作成費であることから、従来どおり受給者数をベースとする算定方式とする。</p> <p>県単独の老人医療費助成制度と一体の制度であるため、国が平成 20 年度から 75 歳以上を対象とした新たな高齢者医療保険制度を創設する主旨を踏まえ、存廃を含めた制度のあり方を検討する。</p>	<p>成するものであるが、国の制度を超えて行っているこの仕組みを維持すべきか、検討すべき時期に来ているものと考ええる。</p> <p>(4) 国民健康保険振興事業費補助金 ① 更なる見直しの努力が求められるもの 平成 15 年度の事業の見直しで補助金を削減してきた努力は評価できているが、派遣県職員の人件費相当額のみ補助金となっており、さらなる踏み込んだ改善に向けての努力が望まれる。</p> <p>(5) 老人保健事業推進交付金 ① 存廃を含めた制度の見直しを行うべきもの 事業の実施状況から他の補助金と重複して助成されていることなど運用状況等を総合的に見ると、今後継続して存置することとを認めることは困難な助成と言わざるを得ない。</p> <p>(6) 県軍恩連盟事業費補助金 ① 存廃も含めた検討をすべきもの 事業開始から 44 年が経過しており、改めて受給者向けの研修を要するような状態とは認識しがたい。存廃も含めた検討の時期に来ているものと考ええる。</p> <p>(7) 県傷痍軍人会推進事業費補助金 ① 助成の必要性を検証すべきもの 補助対象としている研修事業の内容が傷痍軍人としての研修というよ</p> <p>派遣県職員が従事する業務は、県と共同して行う業務もしくは県の事務・事業を補充すると認められる業務であるので、公益法人等への一般職の地方公務員の山梨等に関する法律及び公益法人等への山梨県職員派遣等に関する条例に基づき派遣した職員の人件費相当額を助成することとしている。</p> <p>平成 17 年度から、他の補助金との重複や老人保健事業以外の事業への充当は認めないこと、また支部における使途を明確にすることなどを徹底し、適切な執行となっている。</p> <p>なお、老人保健法が、平成 20 年 4 月から高齢者の医療の確保に関する法律に改められることに伴い、高齢者に係る健康増進事業の枠組みが見直されることから、平成 19 年度をもって本交付金を廃止する。</p> <p>県としても旧軍人及びその遺族の援護福祉の向上を図る必要があるため、補助を継続することとし、平成 18 年度から、恩給受給者向けの研修会の開催を補助対象外とした。</p> <p>県としても戦傷病者とその家族の援護福祉の向上を図る必要があるため、補助を継続することとし、平成 18 年度から、</p>
--	---	--

り高齢者一般の健康管理研修であることなどから、事業開始から40年経過し、助成の趣旨を改めて検討するとともに、真に助成が必要な事業かどうかについての検証を行う時期に考えているものと考える。

- (8) 県遺族会活動推進事業費補助金
① 助成のあり方について検討すべきもの
多額の積立金がある法人の運営費に対して、定額で継続して助成することに公益上の必要性を認めることは困難であることから、助成のあり方について検討の時期に考えているものと考える。

- (9) 県遺族会地区大会事業費補助金
① 補助対象事業の実施状況を的確に把握すべきもの
遺族会から、各支部に対して補助金がどのように配分され、各支部でどのように使われたかを確認していないのは不適切であることから、補助対象事業の実施状況を的確に把握し、次年度以降の助成事業のあり方の検討資料とするよう工夫されたい。また、遺族会に対する補助であることなどから、助成を継続する必要があるならば県遺族会活動推進事業費補助金と統合すべきものと考える。

- (10) 沖繩「甲斐の塔」慰霊巡拝事業費補助金
① 助成のあり方について検討すべきもの
甥等戦没者から遠い関係者の参加が増え2親等内の親族の参加が少なくなっていること、遺族のうちには自費で参加する者が出てきていること

研修内容を一般の高齢者の健康管理から傷痍軍人の健康管理に変更し、補助目的に合ったものとした。

県としても戦没者遺族の慰藉に努める必要があることから、平成18年度から、県遺族会地区大会事業費補助金と統合して事業に対する補助を継続することとし、運営費を補助対象外とした。
なお、平成18年度から、定額補助から定率補助とした。

平成17年度に補助金交付要綱を改正し、実績報告書の様式を各支部における事業実施状況を記載する形式に改めた。また、平成18年度から、県遺族会活動推進事業費補助金と統合した。

太平洋戦争における本県出身の戦没者を県としても慰霊する必要があるため、沖繩甲斐の塔における慰霊祭への参加遺族に対する補助を継続することとした。
なお、平成18年度から、補助対象を2親等内の親族に限定するとともに、定額

となどから、助成のあり方の検討に着手する時期に考えているものと考える。

- (11) 海外慰霊巡拝、戦没者遺骨収集遺族助成事業費補助金
① 助成のあり方を検討すべきもの
事業開始後37年が経過し、経済的に余裕のない戦没者の父母の慰霊の旅への助成から、戦没者の遺族(兄弟、子ども)の旅行への助成へと意味が変わってきていること、また定額補助であるため、事業の実施状況を検証し、助成の合理性、必要性等についてチェックが働かないまままま推移してきていることなどから、助成そのものの存廃を含めて検討すべき時期に考えているものと考える。

- (12) 満蒙殉難者慰霊奉賛会活動推進費補助金
① 助成のあり方を検討すべきもの
日程の大半が観光であること、他の慰霊巡拝事業では認められていない同一世帯からの複数参加が見られることから、存廃を含めた検討の時期に考えているものと考える。

補助から定率補助とした。

いずれも国が主催する事業であり、県としても戦没者の慰霊及び遺族の慰藉等に努める必要があることから、引き続き助成することとし、平成18年度から、定額補助から定率補助とした。
また、参加者については、国の基準と同様、制度発足当初から父母、配偶者、子ども及び兄弟姉妹を対象者としてしていることから、対象者を不適切に拡大しているものではない。

平成18年度をもって本補助金を廃止する。

- 4 児童家庭課
(11) ひとり親家庭医療費補助金
① 助成対象者等の実情を把握し見直しを検討すべきもの
件数及び補助金額が、急激に増加し、今後も更に増加するであろうと推測される。
受給者世帯の実情を的確に把握した上で制度のあり方を検討する時期

平成18年7月から入院時食事療養費に係る自己負担額を補助対象外とし、補助額を縮減した。
なお、本事業は「母子家庭等実態調査」においても行政への要望が多く、ひとり親家庭への経済的支援策として必要な施策であるため、引き続き助成を行

<p>に来ているものと考える。</p> <p>② 実績報告の内容を精査すべきもの 市町村から提出された実績報告の実績数字の確認のみではなく、必要に応じて市町村事務の現地調査等を行なうなど、検証作業の重要性を改めて意識して運用すべきである。</p> <p>(2) 乳幼児医療事業協力事務費補助金 ① 助成のあり方について検討すべきもの 医療機関が発行する医療費証明書が発行事務に対する一部補助が目的であるにもかかわらず、医師会・歯科医師会の各支部事業（研修事業等）の経費に充てられているのは適正ではないことなどから、補助の必要性を検討するとともに、合理的な仕組みについて検討すべきである。</p> <p>(3) 児童館総合ネットワーク事業費補助金 ① 補助金の存廃を検討すべきもの 当補助金は、児童厚生員の資質の向上を図るため、県児童館連絡協議会が行う研修事業等に対して助成してきたが、市町村が設置する児童館等の児童厚生員の研修は、本来市町村が行うべき事業であることから、補助金の継続交付の必要性を検討する必要がある。</p>	<p>う。</p> <p>平成17年度から市町村事務に係る現地調査を実施している。</p> <p>厚生労働省令の改正により、平成18年4月から、個別の費用ごとに区分して記載した領収証の交付が医療機関に義務づけられ、その領収証を乳幼児医療費の証明とすることとなったため、医療機関での医療費証明書の発行事務は不要となった。</p> <p>これにより、医療費証明書の発行事務に対する補助は、補助目的が喪失したことからより平成17年度をもって廃止した。</p> <p>平成18年度をもって本補助金を廃止する。</p>	<p>5 障害福祉課 (1) 身体障害者更生医療給付事業費補助金 ① 適正な負担を検討すべきもの 身体障害者の障害の除去、軽減のための特別医療の利用者負担分について全額補助しているが、課税状</p>	<p>平成18年4月から、障害者自立支援法の施行に伴い県単補助金を廃止した。</p>
<p>況など受益者の能力に応じた適正な負担を求めるなど、持続可能な仕組みとするよう検討と工夫を常にに行わなければならない。</p> <p>(2) 重度心身障害者医療費補助金 ① 適正な負担を検討すべきもの 重度障害者のうち65歳以上の高齢者に対しては所得制限もなく全額補助になっているが、高齢者についても課税状況など受益者の能力に応じた適正な負担を求めるなど、持続可能な仕組みとなるよう検討と工夫が求められる。</p> <p>(3) 在宅重度心身障害者居室整備費補助金 ① 補助金交付要綱の解釈を合目的に行うよう指導すべきもの 補助金交付要綱において、工事延面積が50㎡以上となるときは補助対象事業としないと規定されているが、面積のとりに誤解が生じないよう補助金交付要綱を改正し、合目的な解釈ができるよう出先機関の指導を徹底すべきである。</p> <p>(4) 障害者社会参加推進センター活動推進員等設置費補助金 ① 県職員OBの退職金を補助対象とすべきでないもの 県職員OBの事務局長が退職する際に、その退職金を補助対象としているが、公益上の必要性の有無を判断すると、県職員OBの退職金については補助対象から外すべきである。</p> <p>(5) 福祉タクシーシステム事業費補助金 ① 補助目的に合致した研修をするよ</p>	<p>補助金交付要綱を改正し、平成18年7月から65歳以上の高齢者に所得制限を設けた。</p> <p>平成17年度に補助金交付要綱を改正し、補助対象となる面積を明確にし、出先機関への要綱の解釈の徹底を図った。</p> <p>平成17年4月から就職した県職員OBの退職金を補助対象外とした。</p> <p>平成17年度から、研修内容を補助目的</p>	<p>平成18年度から、障害者自立支援法の施行に伴い県単補助金を廃止した。</p>	<p>平成17年度から、研修内容を補助目的</p>

う指導すべきもの
補助対象を「障害者に対する理解、乗降介助の方法等の研修」と規定しているが、事業実績に補助金の目的と必ずしも一致しない研修が含まれていた。
補助の目的に見合った研修をするよう指導すべきである。

(6) 「鉄道駅(バリアフリー化) 推進事業費補助金

- ① 管理費の一部負担について検討すべきもの
甲府駅南北自由通路のうち、エスカレーター及びエスカル設置部分の維持管理費については、甲府市が負担し、半額を県が補助する形となっているが、今後も県が負担する必要性があるかについて、早急に検討すべきである。

(7) 介助用自動車購入等事業費補助金

- ① 補助金確定のための証拠資料・手順を統一すべきもの
改造された自動車を購入する際の補助額について、自動車の定価表を取り寄せて確認しているところ、注文書で確認しているところなどばらつきがあった。
改造された自動車と改造のない同型車との差額は補助金額を決定するための重要な資料であるので、適正な方法(定価表を確認する方法)に統一すべきである。

(8) 心身障害者自動車燃料費助成

- ① 存廃も含めて助成のあり方を検討すべきもの
事務処理においては、膨大な人手

に見合ったものとするよう補助団体に對して指導徹底している。

平成 18 年度に利用実態調査をしたうえで、県として助成する公益上の必要性について検討する。

平成 17 年度に補助金交付要綱を改正し、補助金の算定基礎となる添付資料を改造のない同型自動車の定価表に統一した。

障害者自立支援法の施行により、平成 18 年 10 月から市町村が行う地域生活支援事業として移動支援事業が位置づけら

と時間を要すること、また、平成 18 年度から逐次施行される障害者自立支援法において本助成と趣旨が重なる部分もあることから、助成制度のあり方について存廃も含めて検討する時期に来ているものと考える。

(9) 心身障害児ホームサーパー派遣等事業費補助金

- ① 補助対象事業を要綱上明示すべきもの
補助金交付要綱を超える金額及び実施要綱に規定していない研修活動にかかる支出について説明を求めたところ、当該サーパーは他のホームサーパーでは対応できない困難事例に对应していること、他のホームサーパーの指導的役割をしていること等から加算したことであった。
このことは、要綱に従って事業を行うべきであるにもかかわらずこれを超えた助成を行った合規性を欠くものというべきであり適当でない。

れたことを踏まえ、平成 18 年度に助成制度のあり方を検討する。

平成 18 年度に補助金交付要綱及び実施要綱を改正し、ホームサーパーの活動内容に研修等への派遣を含めることとした。また、それに対する加算は行わないこととした。

6 医務課

(11) 県医師会学術研究等事業費補助金

- ① 補助対象事業の見直しを行うべきもの
研修会等を通じて医師の知識や技術を向上させることを補助の目的としているが、医師が自らその知見を広め技量を磨くことは、職業専門家としての当然の責務であると考え、その他の職業専門家団体においても、その職業に必要な技術、知識の習得について、会費により賄っているのが大半である。また、補助団体の経営状況から考えても、助成の必要はな

医療法において、県民に対し良質かつ適切な医療を提供する体制が確保されるよう努めることは県の責務とされており、県は、医療従事者の養成・確保及び良質な医療提供に資する事業を実施する必要がある。本事業は、その責務を遂行するに当たって、専門家団体が有する知識等を活用するものであり、平成 18 年度から補助対象を悪性腫瘍や感染症等県の保健医療行政の推進にあたり課題とされている疾病に関する研修等に限定し、定率補助とした上で、引き続き助成を行う。

いと判断するのが相当である。
公平性の観点及び必要性の観点から見直しを行うべきである。

② 要綱に則って承認手続きをすべきもの
過去数年間、補助金申請時の事業費より実績報告時の事業費が20%超も縮小されているものの事前の承認は得られておらず、その要因の分析も行われていない。
補助事業経費が大幅に増減する場合には、補助金交付要綱に則って承認手続きを受けるよう指導すべきである。

③ 定率補助を検討すべきもの
補助団体の経営状況を踏まえ、公益上の必要がある事業として助成する事業は何かを具体的に明示し、事業助成の成果を検証できる仕組みとする必要がある。定率補助方式について検討されたい。

(2) 県歯科医師会学術研究等事業費補助金

① 補助対象事業の見直しを行うべきもの
歯科医師が自らその知見を広め技量を磨くことは、職業専門家としての当然の責務であると考え、他の職業に必要ない技術、知識の習得について、会費により賄っているのが大半である。また、補助団体の経営状況から考えても、助成の必要はないと判断するのが相当である。
公平性の観点及び必要性の観点からの見直しを行うべき。

(3) 県病院協会学術研究等事業費補助金

補助団体に対して、補助金交付要綱の規定に基づき、事業の変更承認を受けるよう指導徹底した。

補助金交付要綱を改正し、平成18年度から補助対象事業を悪性腫瘍や感染症等県の保健医療行政の推進にあたり課題とされている疾病に関する研修等に限定し、定率補助とした。

医療法において、県民に対し良質かつ適切な医療を提供する体制が確保されるよう努めることは県の責務とされており、県は、医療従事者の養成・確保及び良質な医療提供に資する事業を実施する必要がある。本事業は、その責務を遂行するために当たって、専門家団体が有する知識等を活用するものであり、平成18年度から補助対象を県の保健医療行政の推進にあり課題とされている疾病等に関する研修等に限定し、定率補助とした上で、引き続き助成を行う。

① 補助対象事業の見直しを行うべきもの
会員である県内の民間病院の関係者を対象に研修会を通して医療・病院経営に関する最新の知識を習得させることを補助目的にしているが、病院関係者の知識及び技術の習得は、病院協会の収益で賄われるべきである。他の職業専門家団体においても、その職業に必要な技術、知識の習得について、会費により賄っているのが大半である。また、補助団体の経営状況から考えても、助成の必要はないと判断するのが相当である。
公平性の観点及び必要性の観点からの見直しを行うべきである。

(4) 歯科衛生士養成所運営費補助金
① 補助金額の算定方法を改めるべきもの
補助金が創設された昭和47年度の県内就職の歯科衛生士の数は、平成16年度には6.2倍となっており、創設時の補助額算定方式のまま維持されることが妥当なのか検討の時期にきている。
助成対象事業の効率的な執行への動機付けが働くような補助額算定方法とするよう改めるべきである。

(5) 県営病院事業会計への繰り出し
① 繰出基準を明確にすべきもの
・ 研究研修費への繰出について、前年実績により予算額を計上し繰出額としていたが、地方公営企業法の定めによるものとはいえず、対象事業の執行状況を検証するプロセスが組み込まれていない仕組みは認容しがたない。速やかにかかると考え、
・ 予算枠の範囲内で補助金を繰り出すという手法を改め、新しい医療技

医療法により、県民に対し良質かつ適切な医療を提供する体制が確保されるよう努めることは県の責務とされており、県は、医療従事者の養成・確保及び良質な医療提供に資する事業を実施する必要がある。本事業は、その責務を遂行するために当たって、専門家団体が有する知識等を活用するものであり、平成18年度から補助対象を医療安全の確保、患者の療養環境の改善等に関する研修等に限定し、定率補助とした上で、引き続き助成を行う。

補助金交付要綱を改正し、平成18年度から、補助対象を専任教員の人件費に限定し定率補助とした。

平成18年度から執行状況について実績報告書による執行状況の検証を行う。

一般会計からの繰出金については、県立中央病院経営健全化検討委員会からの

術や資質向上させるための医師及び看護師等の研究研修費に要する経費がどの項目にどの程度必要とされているかを把握し、適切な繰出基準の策定を検討すべきである。

・平成12年度包括外部監査の指摘事項に対し県が講じた措置（実績数値の反映手法による繰り出し基準の見直し及び院内託児所の保育利用者の実費徴収）が適切に講じられていない。

(6) (財) 山梨県臓器移植推進財団補助金
① 補助団体の経営状況を勘案した補助制度とすべきもの
平成16年度から運営費補助部分を廃止し、事業費補助としたことは評価できるが、補助団体の運営状態を把握した上で、助成の必要性を判断していく必要がある。預金等資産の現況を早急に調査し、補助団体の経営状況を勘案した補助制度とすべきである。

② 県と財団との役割分担を明確にするべきもの
臓器移植の普及啓発活動のうち、10月3日の臓器移植推進啓発キャンペーンに係る活動について、財団への補助事業の内容と委託事業の内容が重複している。県と財団との役割分担を明確にするべきである。

(7) (財) 山梨県アイバンク補助金
① 補助団体の経営状況を勘案した補助制度とすべきもの
事業に対する助成は、当該事業を行う団体の経営状況を踏まえたものであるべきで、財団の保留額（繰越金）の推移も十分考慮した上で補助の必要性を検討すべきである。

指摘も踏まえ、平成17年度から、地財単価をベースとした全国標準的な金額を繰り入れる方式に変更した。

院内託児所の保育料については、平成17年度から利用者の実費負担とした。

臓器移植法において、県民に対し移植医療についての理解を深めるよう努めることは県の責務とされており、本事業はこの責務を遂行するに当たって、県臓器移植推進財団の有する知識等を活用するものであり、平成18年度から補助対象を臓器移植希望者の登録及びあつせん、臓器移植に関する知識の普及及び啓発等に限定し、引き続き助成を行う。

補助金交付要綱を改正し、平成18年度から「臓器移植普及推進月間」街頭キャンペーンに係る経費を補助対象外とし、委託と補助との区分の明確化を図った。

臓器移植法において、県民に対し移植医療についての理解を深めるよう努めることは県の責務とされており、本事業はこの責務を遂行するに当たって、県アイバンクの有する知識等を活用するものであり、平成18年度から補助対象をより明確にした上で引き続き助成を行う。

② 成果指標の推移について調査すべきもの
補助事業の効果を検証するために、意識調査をすべきである。

(8) 看護学術研究事業費補助金
① 実績報告を検証すべきもの
補助事業の予算と実績の検証、各支出の必要性等についての考察がなく、また、県看護協会が補助事業として実施した看護学会学術集会の参加者に対するアンケート結果についての資料を徴取しておらず、アンケートの内容について事業終了後の検証がされていない。
事業の実施事実が把握できるような形で検証すべきである。

(9) 富士吉田市立看護専門学校運営費補助金
① 実績報告を検証すべきもの
年度ごとの収支報告等の事業実績の検証を的確に行い、補助の適正性、必要性などの検証を常に行えるような仕組み及び運用とすべきである。

県政モニター制度を活用し新たな意識調査を実施する。

補助金交付要綱を改正し、平成18年度から、より詳細に事業の実施事実が把握できるような学術集会の準備、開催状況等を記載した書類を提出させることとした。また、アンケート結果を徴取し、事業の効果を検証することとした。

補助金交付要綱を改正し、平成18年度から、県内就業率等の事業の効果が把握できるような提出書類を付け加えた。また、財務内容については必要に応じて調査を実施する。

7 衛生業務課

(1) 動物愛護管理事業費補助金
① 補助対象事業の見直しを的確に行うべきもの

狂犬病予防事業が市町村に移譲されたことに伴い、狂犬病予防事業費が補助金を動物愛護管理事業費補助金に組み替え、補助対象事業を4事業から3事業に削減したが、事業費の総額が5割強減額されたにもかかわらず、同額の補助を継続することに、公益上の必要性がある認定することとは困難である。補助対象事業の見直しを的確に行うべきである。

「動物の愛護及び管理に関する法律」による、動物愛護と適正飼養の普及啓発や、地域の実情に応じた動物愛護管理推進計画の策定、推進を実施していくことは県の責務であり、本事業は、その責務を遂行するに当たって、専門家団体（県獣医師会）が有する知識等を活用するものであり、平成18年度から補助対象事業を動物愛護管理推進事業と調査研究事業に限定し、定率補助としたうえで、引き続き助成を行う。

<p>② 補助対象事業の見直しを行うべきもの 学術研修事業は、本来、会員である獣医師個人が自己研鑽すべきことで補助事業には馴染まない。自己研鑽活動に係る補助対象事業について検討すべきである。</p> <p>(2) 薬事情報センター運営費補助金 ① 補助対象事業を明確にすべきもの 定額補助としていますが、算出根拠が明確でないので、県と補助団体との役割分担を明らかにし、補助対象事業を明確にすべきである。</p> <p>(3) 県献血推進協議会事業費補助金 ① 合理的な交付事務手続きとすべきもの 補助金交付申請書に前年度の事業報告書及び収支決算書等を添付させることは、既に提出させている資料を重複して求めることとなり、適当でない。補助金の交付事務手続きは、合理的に行われなければならない。</p> <p>② 職務に専念する義務の免除を得て職務すべきもの 団体の事務局は、福祉保健部衛生業務課内に置かれ、同課職員が事務を行っている。公務員は職務以外の事務に当たることができないので、団体の事務を行う場合には、職務専念義務の免除の手続きを行って職務に当たるべきである。</p> <p>(4) 食品衛生指導普及組織活動促進事業費補助金 ① 適時に要綱の改正を行うべきもの</p>	<p>補助金交付要綱を改正し、平成18年度から学術研修事業を補助対象外とした。</p> <p>県は、薬事情報の普及啓発及び医薬品の副作用等の相談に応じる責務があり、本事業はその責務を遂行するに当たって専門家団体（県薬剤師会）の有する知識等を活用するものであり、平成18年度から補助対象事業を相談事業と啓発事業に限定し、定率補助とした。</p> <p>補助金交付要綱を改正し、平成18年度から、添付書類から前年度の事業報告書等を削除した。</p> <p>県献血推進協議会は、献血思想の普及および献血組織の育成等、献血体制の確立を目的として国の通知に基づき設置されたものであり、安全な血液製剤の安定供給は県の責務であることから、県のなほ、本補助金は平成18年度をもって廃止する。</p> <p>平成17年度に補助金交付要綱を改正し</p>	<p>予算編成の過程で、補助対象事業の一部見直しが行われたが、補助金交付要綱の改正は行われていなかった。要綱は、事業執行の根拠であり合規性のよりどころとなることから、適時に要綱を改正すべきである。</p> <p>② 補助金額の確定に当たり調査・確認内容を明確にすべきもの 補助対象事業となつていて食品安全情報等に対する事業実績が報告されておらず、また補助団体の決算書において、該当すべき勘定科目が見当たらない。補助金額の確定に当たっては、事業の実施状況の調査・確認を的確に行い、その内容を明確にしておくべきである。</p> <p>③ 補助金の支出方法を精算払いとすべきもの 「多くの事業が年度上期に予定されており、また、補助金の一部を人件費に充てるため、精算払いでは事業執行に支障をきたすため」等の理由で概算払いをしているが、繰越金も相当あるなど、上記の理由で概算払いをすることは適正でない。概算払いは支出方法の特例であるから、合理的な理由がない場合には精算払いとすべきである。</p> <p>(5) 公衆浴場施設改善費補助金 ① 間接補助事業者に対して交付条件を付すことを求めるべきもの 各市に対する当該補助金交付決定通知書には、間接補助事業に要する経費の変更の承認など、補助条件が全く付されておらず、従って間接補助事業者（営業者）に対する補助条件を付すことを求めている。県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に従って交付決定に条件を付した。</p> <p>平成18年度以降は、補助団体の財務状況や事業執行計画を確認した上で、合理的な理由がない場合には精算払いとする。</p> <p>平成18年度から補助金交付要綱に則り、間接事業者に補助条件を付すことを市町村に対する補助条件とし、交付決定通知に付した。</p>
---	---	--

すとともに、間接補助事業者について補助条件を付することを求めるべきである。

(6) 生活衛生営業振興事業費補助金

① 補助対象事業が3事業定められているが、「消費者サービスの向上・需要開拓」にのみ補助金が充当されていること、また、他の充当されていない専門技術者養成確保事業及び後継者育成事業は、補助事業者が自己責任において実施すべき事業であることから、補助対象事業を明確にし、必要性等を検証しやすい仕組みとしていく必要があると考える。

② 所定の期間内に実績報告書を提出すべきもの
補助事業の実績報告は、補助金等交付規則に従い、所定の期間内に提出させるべきである。

(7) 県赤十字血液センター建設資金元利補助金

① 超長期の利子補給のあり方について検討すべきもの
今後、超長期の利子補給については、社会経済状況の変動に対処できる方策を検討すべきである。

8 健康増進課

(1) 健やか山梨21地域活性化促進事業費補助金

① 補助条件を具体的に提示すべきもの
補助条件として市町村における先

法律上、衛生水準の向上を図り、利用者又は消費者の利益擁護に資するために、生活衛生関係事業者の組合等に対して必要な助成を行うよう努めることは県の責務とされており、県は、専門技術者の養成・確保等の事業を実施する必要があることから、引き続き助成を行う。また、補助金交付要綱に定める補助対象事業の内容に沿った適正な事業執行を行うよう補助事業者を指導し、事業の実施状況の検証を的確に行っていく。

補助金交付要綱に則り、適正な手続きを行うよう指導徹底した。

本補助金は、平成16年度をもって廃止した。
なお、これまででも、市場金利の低下に伴い、利子補給率の引き下げが可能で資金については借り換えを実施してきている。
今後も経済・社会状況から借入金利が低金利となった場合には借り換え等が必要な対応をとることとする。

平成17年度をもって、本補助金を廃止した。

駆的・模範的業務等として提示されているものの、より具体的な内容が提示されたいないこともあり、一般的にみると補助金を交付するには疑問を呈させるを得ない事業については補助金を交付しているものや、事業の実施状況が的確に検証できる報告書となっていないなど適切ではない事例があった。
補助金交付に当たり補助金交付要綱上、補助条件を具体的に提示すべきである。

(2) 健やか山梨21推進会議補助金

① 県と市町村等との役割分担を明らかにすべきもの
行政や関係団体等がそれぞれの役割分担の中で健康的な地域づくりを実施していくことが望ましいことから、推進会議に補助金を交付し実施している事業については、これを改め、県の役割の範囲内で直営事業として実施すべきである。

平成18年度に、本補助金を廃止し、県の直営事業とした。

(3) 精神障害者小規模作業所事業費補助金

① 繰越金の許容範囲を定め補助率に反映すべきもの
運営費補助の主旨は、実施団体等が安定的に継続して事業ができて赤字団体にならないよう支援するもので、繰越金が増加することまで容認するものではない。このような団体を対象とした補助金については、繰越許容額を定め、補助率に反映するよう検討すべきである。

障害者自立支援法の施行による福祉サービス系の見直しや地域生活支援事業の実施に伴う県と市町村の役割分担の中で、平成18年度中に本補助金のあり方について検討する。

② 実績報告書の様式を定めるもの

実績報告書の様式の定めがなく、復開所日数・通所人員・就職し社会復帰した者の有無等、当該事業が目的とする内容が記載されていない実態

平成18年度に、補助金交付要綱を改正し、訓練内容などを記載するよう事業実績報告書の様式を定め、補助効果を検証できるようにした。

<p>にあることから、補助効果の内容が分かるよう様式を定めるべきである。</p> <p>③ 嘱託医の活動内容等を明らかにすべきもの 事業実施要領によれば、訓練施設には嘱託医を1名置くこととされているが、嘱託医を置いていないのが報告されていない状況にあることから、嘱託医の活動の実態について報告を求め、その内容を踏まえた的確な指導を行うべきである。</p>	<p>事業実施要領を改正し、類似施設である小規模通所授産施設の設備及び運営に関する基準を参考に、平成18年度から嘱託医の設置は必要としないこととした。</p>	<p>ではなく、財政力指数等、市町村の行財政能力を勘案したものであること 等の観点から検証していくことが求められる。</p> <p>(2) 長期補助金への対応 県の補助金には終期の定めがなく、また、補助金交付開始後、相当の期間が経過している補助金が多く見受けられ、平成15年度の外部監査の指摘事項の改善が徹底されていない。基本的には、見直しの契機を与えたいという意味で終期設定を行うべきである。 また、補助の性質上継続的に財政的な支援を行うことが求められる場合で終期設定が難しい補助金であっても、一定期間経過後、必要性等を検証するようシステム化し、検証結果を公表すべきである。</p> <p>(3) 定額補助金の見直し 定額補助金の問題点は、補助対象事業への具体的充当先が確認できなかったため、渡しきりの補助金となりがちであり、実績報告書からは当該補助金の必要性等が判断できず、補助金そのものの検証が困難なことである。 今後、補助対象事業を明確化した上、原則、定率補助として見直ししていくべきで、例外的に定額補助として存続する場合にはその必要性の明確な説明が必要である。</p> <p>(4) 県庁内に事務局を置く団体への補助金の見直し 県庁内に事務局がある団体に対する補助事業については、補助金の交付申請事務と交付決定事務を同一の担当者が行っていることから、当</p>
<p>9 総合的意見 (1) 市町村に対する関与と補助金のあり方 現行の地方自治制度上、県と市町村の間は連携の関係にあるが、県は市町村を包含しており、両者の間に財政秩序がややもするとゆがめられることになりやすい。 また、合併により市町村の規模も拡大し基礎自治体としての実態を備えつつあり、県の市町村への関与のあり方、特に県から市町村への補助金のあり方も問われることになる。 厳しい財政状況の下、県と市町村との役割分担を踏まえる中で、今後とも不断の見直しが必要である。 また、市町村は、財政基盤も民間と比して確固としているため、本来、市町村の役割分野にまで県が助成するに当たっては、 ア 施策・事業の客体が直接住民で、市町村が事業主体として実施する方が効率的であること イ 奨励的な補助金は、制度が定着するまでの一定期間の助成であること ウ 補助金額が市町村の財政規模に比して妥当で、一律的な助成</p>	<p>これまで市町村への県単補助金については地方分権の進展による県と市町村との関係の適正化などの観点から見直しを行ってきたところであり、平成17年12月に策定した「第二次行財政改革プログラム」においても、「県単独補助金の見直し」を改革項目に掲げ、引き続き、見直しを進めて行くこととしている。 今後市町村との役割分担を踏まえる中で、様々な観点から不断の見直しを進めていく。</p>	<p>長期補助金については、県単独補助金の不断の見直しの中で、終期設定を進めるとともに、政策アセスメントにおいても、所期の目的の達成度や社会ニーズの変化等の観点から事業の必要性、有効性等を検証し、継続実施する場合には継続の必要性について説明責任を果たしていく。</p> <p>「第二次行財政改革プログラム」に沿って県単独補助金の不断の見直しを行う中で、補助対象事業の明確化を図るなど、定額補助金の見直しを進めていく。</p> <p>県に事務局を置く団体については、平成16年度から3箇年計画により逐次、団体の廃止、統合、事務局の移管を進めており、平成17年度末には、対象の97団体中88団体の整理を終えたところである。</p>

該補助金に対して公平性を欠き、政策アセスメントも意図どおりに機能しないおそれなどもある。

こうしたことから、県庁内に事務局を置く団体への補助金については、原則として県以外の民間団体に事務局を移管するか、それが出来ない場合は直営事業として県自ら実施する等、抜本的に見直しを検討する必要がある。

平成18年度は残り9団体の整理を進めるとともに、現計画上対象外としていた「設置根拠が明確で県の施策に密接に関係する団体」、「事務局の適当な移管先がない団体」も含め、県に事務局を置くこととし、新たな3箇年計画の策定により、さらなる整理を図っていく。

また、当該補助事業の必要性、公平性などについては、政策アセスメント委員会による外部評価及び包括外部監査制度により、引き続き透明性を確保する。

引き続き、「所期の目的の達成度や社会ニーズの変化」、「行政の責任分野や経費負担のあり方」などの観点から各種団体等への県単独補助金の見直しを進めるとともに、自己財源確保の努力を求め、団体の自立促進を図っていく。

(5) 補助団体の自立の促進

補助金が長期化すると、当該団体にとつて、どうしても県の補助金が既得権化し、この財源を前提とした事業計画が毎年度作られるなど、県に依存し、結果として団体の自立性を損なう結果となってしまう場合がある。

また、団体によつては、自己財源が潤沢にあり、たとえ公益性があつても、県からの補助の必要性がない場合もあるため、団体に補助金を交付するに当たつては、当該団体の自己財源確保の努力、その可能性を審査することと、適正な受益者負担を求めると、団体の自立性を促進するための仕組みが必要である。

(6) 少額補助金の今後のあり方

県では、平成15年度に零細補助金の抜本的な見直しを行ったが、零細補助金は存在しており、たとえ公益性や必要性があつたとしても、どの程度まで助成していくべきなのかについてさらに検討し、ルール化していく必要がある。

少額補助金については、平成15年度に全ての零細補助金(50万円以下)について検証し、様々な観点から見直しを行つており、今後も所期の目的の達成度や社会的ニーズの変化等を勘案しながら、引き続き必要な見直しを図っていく。

(7) 財産処分の制限

平成18年3月30日付けで山梨県補助

補助金適正化法の補助事業による取得財産及び効用増加財産の処分規則にないもので、国に準じ規則改正を行う必要がある。

金等交付規則の改正を行い、補助事業による取得財産及び効用増加財産の処分規則の規定を追加した。

(8) 利子補給のあり方

利子補給金については、現在の低金利水準下で、制度創設時とそれ以降とは助成の実態が大きく乖離し、実質的に借入利率の全額を補助する結果となっているものも見受けられる。

市場金利をできる限り反映し、県の財政支出を最小限にとどめるものとするため、金利水準に連動し、利子補給率が変動するような方策の検討と既存の利子補給についても資金の借り換えを認め、借換資金に対し利子補給が継続できるように努めるべきである。

これまでも、市場金利の低下に伴い、利子補給率の引き下げを行うとともに、可能な資金については借り換えを促進してきた。

今後も経済・社会状況から借入金利が低金利となった場合には借り換えを促進することとする。

(9) 複数の補助金の交付を受けている団体

類似の事業に、同一の部の複数の課から複数の補助金が交付されている場合は、当該補助金そのものの公益性の説明が困難であることが少なくない。

こうした補助金にあつては、補助団体が社会的にも発言力のある団体であることが少なくなく、事業効果の検証が十分されることなく助成が長期化し、既得権化してしまつていくため、1団体に複数の補助金を交付する場合には、対象事業や経費積算の根拠を明確にするとともに、目的の範囲内で補助金の統合やメニュー化などの見直しを図る必要がある。

政策アセスメントを活用する中で、類似・同種の補助金の整理・統合を行ってきたところであり、今後も県単独補助金の不順の見直しの中で、補助先別の補助金の整理を進め、更に補助金の統合やメニュー化等を進めていく。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番